

平成23年第3回(3月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成23年3月8日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年3月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 米山 知子 君
 - ・交通弱者と呼ばれる人たちに対するの対策について
 - ・川南町の産業振興の方策について(特に第6次産業化について)
- 3 内藤 逸子 君
 - ・町立保育所の存続を
 - ・住宅リフォーム助成事業制度の創設を
 - ・山有による訴訟問題と企業活動
 - ・MBR(みやざきバイオマスリサイクル(株))事業に係る住民要求と町の対応
 - ・高病原性鳥インフルエンザ問題

日程第7 議案第 8号 平成22年度川南町一般会計補正予算(第11号)

日程第8 議案第 9号 平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第10号 平成22年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第11号 平成22年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第12号 平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第13号 平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第14号 平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第15号 平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員(14名)

1番	———	君	2番	徳弘 美津子	君
3番	長野 義勝	君	4番	黒木 則人	君
5番	今井 伸二	君	6番	江藤 和利	君
7番	内藤 逸子	君	8番	竹本 修	君
9番	中村 守	君	10番	米山 知子	君
11番	山下 壽	君	12番	久木野 清人	君
13番	濱本 義則	君	14番	河野 幸夫	君
15番	川越 忠明	君			

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長内野宮 正英 君	副町長蓑原 敏朗 君
教育長佐藤 賢一郎 君	会計管理者 ・会計課長佐藤むつ子 君
総務課長吉田 一二六 君	総合政策課長諸 橋 司 君
農林水産課長押 川 義 光 君	農村整備課長横 尾 剛 君
建設課長村 井 俊 文 君	上下水道課長河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局高 松 秀 樹 君	教育総務課長永 友 好 典 君
生涯学習課長吉田 喜久吉 君	税務課長篠 原 浩 君
町民課長佐 藤 弘 君	環境対策課長黒 木 秀 一 君
健康福祉課長米 田 正 直 君	代表監査委員三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(川越 忠明君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願い申し上げます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

米山知子君に発言を許します。

○議員(米山 知子君) 通告書に基づき質問をいたします。

まず初めに、交通弱者と呼ばれる人たちに対するの対策についてお伺いいたします。

平成20年10月からフロンティアバスの運行が開始され、2年半が経過いたしました。運行開始半年後の21年3月の一般質問で、私は運行状況と今後の方針をお伺いいたしましたが、1年間は現状で経過を見ていき、実態を検討して、効果的な運行を目指したいとの答弁をいただいております。

その後、運行開始から1年を経過したということで、22年の「広報かわみなみ」113号で、運行実績表を掲載し、地域に密着した交通手段として利用してもらえるよう町民からの意見を求め、運行時間や路線の見直しを行うということでしたが、反応はいかがだったでしょうか、町民からの意見はどのようなものが寄せられたか、また町としてどのような検討をし、今後の運行を実施していこうとしているのかお伺いいたします。

質問の要旨としては通告書に、現在までの運行状況と利用状況について、問題点とそれについての対策、今後の方針ということで上げておりますので、よろしくお伺いいたします。また、フロンティアバス以外の交通弱者対策は何か考えられているのかについてもお伺いいたします。

次に、川南町の産業振興策、特に第6次産業化についてお尋ねいたします。

近年農業の6次産業化ということがしきりに言われております。これは生産に携わる1次産業に加工や販売まで加えて付加価値をつけ、第1次産業の活性化をねらうもので、農業の新しい展開を考えたものであると思います。昨年、六次産業化法案も成立、3月1日に完全施行をされております。

六次産業化法の内容は大ざっぱに言うと、農工商連携促進法にバイオマス利用促進や直売所支援、地産地消促進が加わったもののようで、これを具体的に考えると、加工施設の新設で、新たな商品を開発、販売したり、農業者がみずからの農作物を使った直営レストランを立ち上げるといったことが考えられます。

しかし、現実には生産者、加工者、販売者が個々に動いておりますし、生産者は生産することに手いっぱい、加工や販売を手がけたいと思っただけでも、なかなか取り組めない現状ではないかと思っております。6次産業化に向かう道筋をどこかで、だれかがつけることが必要ではないかと思ひ、この質問をいたしました。

六次産業化法では、加工所や直売所に対する支援が明確にされているということですが、川南町として6次産業化に向けて基本的にどのように進めていこうとしているのかお伺いいたします。

加工品については、個々の生産者で取り組んでいるところもあるようですが、農業の活性化のためには町としても積極的に6次産業化を進めていってほしいと思います。加工品の開発、製造に取り組むために町としてどのような支援ができるのか、また、さらに私は、6次産業化での最大の課題は流通販売ではないかと思います。生産者にとって、今までは生産物を農協や市場に出荷するといったことが販売だったわけですから、加工して商品にしたものの販売は未経験の分野です。販売に対しての支援はどのようにできるのかお尋ねいたします。

以上、2項目について質問をいたします。よろしくお伺いいたします。

○町長(内野宮 正英君) おはようございます。それでは、米山議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、フロンティアバスの状況でございますが、従来から運行しておりました通浜尾鈴線につきましては安定的な利用があるわけでございますけれども、その他の路線につきましては非常に利用数が少ないという状況でございます。そういうことから、路線バスの現在の運行路線について検討をしていく必要があるというふうに思っております。

そういうような状況の中で、これは行政で即変更できるというようなものではございませんので、そういうダイヤを改正します場合には審議会等の協議を経なければならないと、こういうことになっております。そういうことからこの協議会、地域公共交通会議というものでございますが、これを開催をして、検討をしていく必要があるというふうに思っております。

利用の状況につきましては御案内かと思っておりますけれども、選果場線だとか、あるいは極端に少ないのは通山線、ここあたりは非常に少ない、それから登り口線というような状況でございますので、今回2年間の経緯の中で、再度検討をする時期に来ているというふうに思っております。それは、一つは、補助事業も22年度でなくなるという問題もございまして、それらを含めた検討が必要かというふうに思っております。

アンケートの中でいろいろ御意見は出ておりますが、宮崎行きバスとの接続だとか、温泉方面をもうちょっとどうかならないかとか、いろいろ御意見をいただいております。これは利用者の中でのアンケートでございますので、希望としては、意見としては、参考にすべきことではないかというふうに思っておりますので、これらを踏まえて検討をさせていただきたいと、このように思っております。

ただ、これいろいろございまして、タクシー会社とか、バス会社等の営業を余り妨害するようなことは基本的にできませんので、そういう公共交通協議会の中で検討を進めるということにさせていただきたいと思っております。利用状況からすると、早い検討が求められているのではないかというふうに思っております。

それから、フロンティアバス以外の交通弱者対策の問題でございますが、地域ごとに福祉バスを運行いたしております。これは温泉だとか、その他研修旅行だとかあるわけでございますけれども、そういうものに運行をしていると、それからまた社会福祉協議会におきましては川南町福祉有償運送事業というのをやっております。これは一部経費が要るわけでございますけれども、かなり利用をいただいているところでございます。

しかし、これは利用者が限定される、こういうことでございますが、そういう対策も行っている、それからタクシー会社も高齢者福祉という立場から65歳以上は1割引きにすると、割引を行うと、こういうような運送も行っているようでございます。これはタクシー会社のほうでPRはかけていただいているんじゃないかなというふうに思っております。

それから、もう一点の6次産業化の御質問がございました。

ことし3月1日から端的に申し上げれば六次産業化法が施行されて、国の農林水産省のほうでは六次産業化戦略室というのが設立をされまして、今後の畜産等を含めた分野、それぞれのいろんな分野に向けて6次産業化を取り組んでいくと、こういう考え方ではありますが、御意見にもございましたように、現在でもそういう意味合いではゲシュマックだとか、香川ランチだとか、協同ファームだとか、あるいは特殊な黒豚を生産するとか、あじ豚だとか、いろんなことが実は行われておるところでございます。また、女性の間においては、のびる会とか、またみそとか、加工とか、そういうようなことも行われているのは御案内のとおりかというふうに思っております。そういう状況の中で、最大は販売だと思います。

そういう意味合いから、特に漁業等につきましては、今後加工、あるいは流通、冷凍施設等の整備をやって、そして販売をしていくというようなことを考えていく必要があると、特に魚等安いときがございまして、そういうときを活用した産業化というのが一つあると、また魚だけやるんでなくて、ほかのものもちょっとある方とお話をしておりましたら、同時に漁業、農業連携という意味での開発も一緒にできるんじゃないかというお話もございました。

そういう意味合いから、そういう問題、それから今後、米との関係では飼料用米をどうするかという問題があります。これも飼料用として生産をし、そして個性というか、特色ある肉豚をつくる、生産コストを下げると、そういうようなことに向けた取り組みというのは、今検討を国とも話し合いを進めながらやっているところでございます。

また、その他、今農業分野の中では所得補償という観点から、麦とか大豆とか、そういうようなものの戸別所得補償が行われるという制度がございまして、そういうものも活用した食品加工的なものを検討するというのとは一つの方向ではないかというふうに思っております。

そこで、ほんなら町がどういう助成ができるのかと、こういうようなお話でもございましたけれども、この販売という、流通という意味合いでは、非常にコストがかかるというのは御案内のとおりでございます。

したがって、それらをやりたいと、やろうという意欲ある皆さんがそういう計画を立て、そして一緒になってやっていこうというようなことであれば、私どももそういういろんな制度もございますし、町も支援をしながら検討していくというのは必要なことではないかというふうに思っております。最大は何といたしても、販売ということになります。PR的なことを含めたソフト的な面での支援というのは、そういう一定の生産を目指すということになればこれはしていかないと、なかなか軌道に乗るまでが大変だというふうに思いますので、そういうことにつきましては恐らく、国のほうでもそういうことを中心に支援をすると、こういう形になっていくんだらうというふうに思っておりますが、検討に値する課題ではないかと、このように思っておるところでございます。

以上です。

○議員(米山 知子君) まず、フロンティアバスについてのほうから進めていきたいと思っております。

今のお話は21年3月に私が質問をしたときとほとんど変わらないようなお答えですね。様子を見て検討をすると、改善をしていかねばならないと、2年半を経過した今も検討していかねばならない、簡単にルートは変えることはできない、地域交通審議会に要しなければいけない、ずっと先送りですわ、検討していきたい、審議していかねばならない。じゃどういう形で問題点は、運行状況と利用状況についてもどういうふうな把握をされているのか、今、尾鈴通浜線は安定しているが、登り口通山線というのが非常に問題があるということですが、それはいつのデータをとられて言われたことでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) 21年度の実績を踏まえているわけでありましたが、22年度でも1月までの状況でいくと、そういう路線というのは変わらないというのが実情でございます。

それから、時間がかかっているじゃないかとおっしゃいますけど、一度始めたところは1年置きでころころ変えるわけにいかないんだと、それは理解いただきたいと思っております。というのは、そこに全く利用していないなら話は別ですけど、利用していらっしゃる方もいらっしゃるわけでありまして。数が少なくてもいらっしゃるわけですので、余り短期間に変えるというのはちょっと難しい点があるんじゃないかなと思っておりますが、御指摘のように、2年ちょっとたってますので、そういう点ではちょっと遅いのかなという感じはいたしておりますが、早急に検討させていただきたいと思っております。

○議員(米山 知子君) そのことも私は20年10月にフロンティアバスが運行されるというときに、同じことを私は申し上げたはずですが、1回運行をしてしまうと、それを変えることは難しいので、十分なニーズの把握をした上でダイヤ、路線は出されたのかということをお願いしたはずですが、そのときは地域交通審議会の中で決めたことで、やってみらんとわからんというお答えでしたね。やってみた結果が、ころころとは変えられないということでは、非常に私は当初からのニーズの把握ということに問題があるのではないかとこのことを思っていたんですが、実際にそれをここ2年半運行して、そのデータに基づくでもいいですが、

問題点はどのようなものであったのか、具体的に教えていただけたらと思います。

○町長(内野宮 正英君) ダイヤの問題というのは、これはマイクロバスが走るわけでありますから、当然道路の事情の問題、それから地域、住居の人の数の問題とか、そういうことを基本にして検討をされてるわけであります。何と申しますか、内容的にはより利用されるような方向でのこれは検討をしているわけで、おっしゃるようなことというのはちょっと理解ができませんけど、運行する以上はより利便性を考えて、そして運行していると、それは理解をいただきたいと思います。

ただ、それでも利用者が少ないというのは、これは路線の問題なのか、あるいはその地域の方の家族の協力、あるいは地域の協力とか、あるいは友人間の協力だとか、そういうことで、バスを利用しないで、通常の交通手段をとっていろいろ行われているということもあるわけですので、それは御理解をいただかないといけないと思います。確かに路線というのは1台でやるわけですから、本当に小まめに運行するということは、これは難しいところがあります。

しかし、バス停での停車から一部はどこでも路線の中だったら止めるというようなこともやりながら運行をしてきてるわけですので、そういうことをやっても、さらに今の状況では、2路線はまあまあなんですけれども、ほかの路線につきましてはなかなか利用が少ない、こういう実態でございます。

そういう観点から、また一方では、何か行事があると、そういうときにバスを出してもらえないか、日曜日出してもらえないかとかという意見もあるわけであります。そういうことに、すべてに対応することができないわけでございますけれども、そのあたりは今後の見直しの中での検討の課題だというふうに思います。

しかし、これある程度大きな路線といいますか、そういうことで運行計画をつくるわけですので、小まめというか、タクシーみたいなことは、基本的にはこれは非常に難しいところがあると。路線数を減らして往復数を増やせば、その地域の方は利便性は高まるかもしれませんが、全体的な言われる交通弱者をどうするかという観点ではより広く運行させるということが必要かと思っておりますので、そこあたりは御理解をいただきたいと思っております。

○議員(米山 知子君) 私、御質問したのは何が問題点だったのかと、走らせてみて、非常に利用の悪いところもあるという問題点が出てきたわけですね。じゃそれはなぜなのかということで、まずは今走らせてる路線をきちんと正確に把握できてるかどうかです。私、フロンティアバスについては最初の目的、なぜ走らせるようになったのかという目的が、いわゆる公共交通機関のないところの交通弱者に対する足の確保ということで運行が開始されたのではないかと思います。

ですから、休日に要望があるとかじゃなくて、日常生活上における公共交通として足の確保です。それがフロンティアバスであったはずなんです。それで走らせた、ところが、

いろいろ問題が出てきてる。じゃその問題は一体何なのか、これがフロンティアバスの運行の問題点、運行の見える化をしないとイケないということです、運行がどういうものであるか、乗降をきちんと記録して、どこで本当のニーズがあるのか、それが把握できてるかどうかです。

ただ、この路線では何人乗降客があったじゃなくって、ここから乗った人はここでおりるとか、ここの区間は全く乗降がないとか、まずそういう現状をきちんと把握してみる、それが運行の見える化、まず問題点を把握する方法ではないかと思うんですね。そういうことを考えられたのかどうか、そういう視点で問題点を把握されてるかどうか。

○町長(内野宮 正英君) 路線ごとに、月ごとに毎月把握をしてやってるわけです。月ごとに実績が全部出てるんですけど、そういうことも調査をしながら、この利用状況がどうなのかということ把握をしてやってるということでございます。ですから、利用されてる方は多かろうと少なかろうと、利便性は非常に感じていらっしゃるのではないかと、そのように思います。

ただ、単純に、言われるように運行ばかりやってるというわけではない。そういう状況の把握もしながらしているわけですので、そういう中で非常に少ないところがありますから、ここあたりはやめるしかない、そう思います。

しかし、それでは今少ない方からしますと、不便になるという苦情が出てくることは、これは間違いないわけであります。

ですから、路線までの例えば500メートルなのか1キロなのか、そのくらいの一定の基準的なものを設けて検討をするのか、いろいろ検討の仕方はあるかと思っておりますけども、とにかく利用が少ないというのは、先ほど申し上げましたようないろんな対応がその地域はできてるというふうに考えていいんじゃないかと、これが現状ではないかと、それが先々までそういうことでいくかどうかというのは問題ですけれども、そういうことだというふうに理解すべきだというふうに思っておるところでございます。

○議員(米山 知子君) 何もフロンティアバスをやめろと言っているんじゃないですよ。フロンティアバスというのは、私は必要だと、いわゆる特に周辺において、公共交通機関のないところにおいては、非常に命の綱にもなり得る事業だと思うんですね。それをよりよいものにするために、どういうふうに今改善をしていったらいいかということをお願いしてるわけなんです。利用者が少ないのは、ほかのものがあるから利用していないんじゃないかではなくって、利用しにくいから利用してないという考え方もあるということ。

まず、運行はどういうふうにされてるか、確かに月ごとに、路線ごとに人数は把握されてるでしょうけれども、数字的なデータですと、月に例えば1けたの数字ですね、利用者が。ということはほとんど固定化してるのではないかとというふうに私は思います。じゃその人たちは何のために、どこからどこまでを利用してるのか、そういうことまでもきちんと把握できるぐらいの数字だと思うんですけども、そういう現状を正確に把握できてるのかどうか

ということをお伺いしてるんです。

○町長(内野宮 正英君) おっしゃることはわからんじゃないですけども、しかし、利用数がどうあるかということ把握しておけば、その人がどこからどこでどうだとか、そこまで我々が把握する必要は私はないと思います。

ただ、利用数が少ないというところは、ほんなら路線の変更なのか、あるいはもうちょっと路線を少し変えたらどうかというようなことの検討をやっていけばいい問題であって、乗った人がどうですかどうですかとかいうことまで、それを運行会社に調査しなさいというのは、これは無理な話じゃないかなと、そう思います。

○議員(米山 知子君) 乗った人がどうなのかというんじゃないで、どこが利用されてるかという現状をはっきりできないと、問題点の解決にはつながらないと思うんですね。

まず、現在の運行がどのようになっているのかということを確認につかむということの一つ御提案をいたします。

次に、これが大事なことなんです、ニーズをいかにして見える化するか、本当に必要とする人のニーズはどうしてつかむか、老人なのか学生なのか、交通弱者ですから、恐らく働き盛り、車の運転を持ってる人にはニーズはないと思いますので、そういうニーズはだれが持っているのか、それを的確に把握すること、どこに行きたいか、どういうところに利用したいか、何のために利用するのか、それから人間の行動パターンを考えてニーズをつかむ。ここが私は最初の計画の当初で非常に不十分だったので、いろんな問題点が出てきたと思うんですけども、今から改善をしようとするときにこういうことを考えていかないと、改善にはならないんですね。現状をどうきっちり把握して、問題点を把握して、そして本当に利用したい人、必要性をどこで見るか、それを考えないと、改善の方策というのは出てこないと思います。幾ら審議会で議論しても、そういうことがはっきりわからないと、また同じような問題点があるような計画しか出てこないと私は思うんですけども、このあたりの顧客ニーズというのは、そこ辺までは見られてるんでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) やはり運行の基本としては、より広く運行をして、利用をしていただくと、これが最大の目的だと思うんですね。だから、利用数が少ないからどうということも、これは一部には問題があるわけでありまして。

したがって、これは宮交のバスにしたって、そうだと思うんですよ。利用数がどうなのかというのが最大の課題である。

それから、おっしゃるように、やるとすれば、これは社協がやってるような有償福祉バスマイみたいな運送事業をやるかと、こういうようなことしか方法としては、私はないんじゃないかなと思います。

ただ、それは一方ではタクシー会社等の営業権の問題もありますから、それは制約を受けますと、こういうことでもあります。

ですから、行政がやるということの場合においては、それはそれぞれのニーズがありまし

ようから、あるいは時間的なニーズもある。そういうものにすべてこたえていくというのは、これは現実的には非常に難しい。

ですから、最大公約数の中で運行をしていくということしかない、そう思います。そういう中で、少ないところをどうするかと、これは経費の問題もあるわけですから、そういうところは路線を見直すとか、もっといい方法ないか、路線的にないか、そういうことを見直しながらやる必要があると、それは思っております。

ただ、これは運行計画をつくる上で、いろんなニーズがあると思うんですよね。それはこの前も区長会で意見がございました。ちょうどそのときに、掛迫なんですけど、そんなときぐらいバスが上がりゃとじゃろうかいという話がございまして、本当にあそこの場合、不便だという話がございました。それは一応検討はしてみるという話でございましてけれども、それぞれの地域によっていろんなニーズがあることは間違いがないと、あるいはいろんなイベントがあるときにそこで運行できないかとか、いろんなニーズがあるわけですから。

しかし、それをその都度都度やるというのも、またなかなかほかの余裕を持って運行してるわけではありませんから、時間で、ほとんどこの役場の前に帰ってきて、それからスタートをするという流れなんですけど、帰ってきたら、10分かそこらしたらすぐ出ていくというような運行の状況になっておりますので、そこに特別なものを加えるというのは、現実的には難しいところがあるということでございます。

しかし、一方では、年間、月初めに決まればいいのか、そんな問題じゃないかと思えますけれども、特別なことがある場合、そういうときに運行できないかとかいうのは、一つの検討の課題ではあるかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議員(米山 知子君) フロンティアバスとイベントのときのバスというのは、私は違ったものだと思うんですけれども、いわゆるフロンティアバスというのは定時に運行する公共交通ということで私は理解してるんですね。

ですから、それはいろんなニーズがあります。ですから、町長も今おっしゃったように、最大公約数的にニーズを把握しないといけないんですけれども、それをどうつかむか、定期に交通があるということを地域の人たちがそれを理解して、大いに利用するようにしていただくためにはどういうふうな運行をしていったらいいかというのが、改善する一番の目的ではないかと思うんです。実際今から検討するということですので、本当は平成22年度に検討をされる予定だったのかもしれませんが、口蹄疫ということで、恐らくいろんなことが先送りになってしまったということは私も十分にわかります。

ですから、早急にこれは検討して、いかにしたら利用しやすいように、皆さんの本当に必要としている人たちが利用しやすいようなものにしていくための改善策をきちんと考えて、早急に考えていただきたいと思えます。後で担当課にはこれ差し上げますけれども、実は私が今申し上げたことは、埼玉県で「工学的アプローチによる路線バスダイヤ最適化の取り組

み」ということで、実際のモデルが出ております。

そして、その中に、改善過程を考えるとということで、実際企業ではP D C Aということで、よく事業をしておりますね。Pというのが計画、Dが実行、ドゥー、それからCがチェックをして改善をすると、それにゴールとサーチ、G Sをつけると、目標をもう一度見直して、必ずサーチ、ニーズの把握に努めると、G S、P D C Aというサイクルにのせていかないと、改善過程が見えていかないわけですね。これはこうだ、ここではこうだと、いろんなことを言っているけれども、なかなか改善過程が見えていきませんので、こういうことを頭に入れながら目標、ゴールをしっかり決めて、それに向かってプランを立てて、そして実践をして、実践をした後にはチェックをして改善をします。改善したら、またさらにゴールをして、またニーズを把握して、ゴールを見据えてニーズを把握してというようなことを繰り返し、それをサイクルのような形で実践していくと、そういう手法できちんと路線バスの運営をしている団体があるわけですね。

ですから、これは仕方がないとか、これは利用したいということで終わらないで、ぜひこういうことを頭に入れながら改善をしていっていただきたいと思います。

そして、最終的には、これは埼玉県のエーグルバスというところの例なんですけど、しかしながら、いろいろ改善をしたけれども、改善はし尽くしたと、じゃどうしたらいいかというときに、それは行政と住民も一体にならなければいけないと、住民側にも公共バスを利用しないと、バスはなかなか走らせられなくなりますよということを理解していただいて、住民からも走らせられるバスを利用していただくような方向を考えて、住民と運行者と行政と一体となったようなことをしないと、こういう公共バスというのは運行していくことが難しいというようなことで結んであります。全国どこでもこういう公共バスというのは運行してありますので、そういう事例を参考にしながら、早急に検討をしていっていただきたいと思います。

私、最後の質問で、交通弱者に対してのフロンティアバス以外の対策を何か考えられているかということをお伺いしましたが、町長のお答えでは福祉バスとか福祉の運送とかいうようなことでしたが、じゃなくて今日常で、地域に暮らしている人たちの一番の問題点は買い物なんですね。買い物難民という言葉もよくこのごろ報道で聞きます。実際に周辺では買い物に行くのに非常に困ると、どうして暮らしていらっしゃるか、本当に私も知らなかったんですが、行商の方が家々を回って、本当に種類の限られた行商の方ですけれども、そういう方が家を回ってこられるのを利用しているという方もいらっしゃいます。あと家族が月に1回ぐらい子供が訪ねてきて、買い物に連れていってくると、そういうことも聞きます。

ですから、こういう買い物と、あといわゆる農協とか、役場に何か用事があるというときの日常生活の足として、こういう公共交通というのは最低限の確保をしとくのが私は行政の務めではないかと思っておりますので、買い物難民、それからいろんな手続上で中央に出てこないといけないような場合の足の確保ということも念頭に置いて検討をしていただきたいと思

います。

フロンティアバスについては、特に私は本当に必要なものだと思います。今運転をしていらっしゃる方も本当に10年、20年後には皆さん運転ができない状態になってくるわけですね。そのときに住みなれた地域で、いかに自分の生活を維持していくかということは1週間に1回でも、こういう公共交通があって、自分の買い物だったり、あるいは用事だったり済ませることができるということができれば、住みなれたところで、元気な限りは暮らせていけるんじゃないかと思いますが、今の状態ではそれがなかなか難しいのではないかと思います。

ですから、ぜひフロンティアバス事業というのは続けていっていただきたいと思いますし、もしそれがどうしてもできないときには、必ずそれに代わるような代替の交通弱者対策というものを考えていっていただきたいと思います。

次に、6次産業化についてお伺いをいたします。

先ほどのお答えでも6次産業化があるけれども、いろいろやりたいとかやろうとか、一緒にやってやろうという人があれば支援を惜しまないということですが、実際にやりたいと思ってても、その一步が踏み出せないというのが現実ではないかと思うんですね。先ほど町長が言われました町内でそういう6次産業化でやってるところもありますねと、ゲシュマックとか、香川ランチ、協同ファーム、そういうところ、のびる会は、これは民間ではないですから、これはちょっと違います。そういうところがありますけれども、これじゃなくて、いわゆる普通の農家の活性化、一般の本当に個人経営でやっていらっしゃるところ、そういう農家の活性化のための6次産業化ということについて私はお伺いをしたんですが、この辺についての町の基本的な考え方というのはどうなってるのか、もう一度お尋ねいたします。

○町長(内野宮 正英君) ちょっともっと具体的に言うてもらわんと、農家のほうがどうなってるかと言われても、答えようがないんですよ。

○議員(米山 知子君) わかりました。それでは、具体的に申し上げます。余り具体的に言っても、細くなるかなと思ったんですが、例えばさっき戸別所得補償制度を使って、大豆とか、菜種とか、小麦というようなことをおっしゃいましたが、実際にじゃ大豆を農家さんに植えていただくと、その後はじゃどうやって6次産業化にのっていくと、今の状態では、町内ではどうやったらのっていけるとお思いですか。大豆を生産しました。農家はつくりました。加工して販売するためにどういうふうな方法があると町長お考えでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) それを、例えば大豆をつくりました、なら豆腐つくるとか、いろいろあると思うんですけど、それをそれぞれの農家でどうとかするという事は、これは現実的な問題としては非常に難しいと思うんですよ。

ですから、そういうものを使って、ほんなら共同的にいろいろやりましょうかと、そういうような方向でいかなければ、それぞれの農家が一人一人がとは申しませんが、やっていくというのは、これは非常に難しい課題だと思うんですよ。

ですから、そういう観点から言えば、大豆ですからみそをつくるとか豆腐をつくるとか、どんなのがあるのかよくわかりませんが、基本的には戸別所得補償というのは、これは販売に対してやる制度ですので、そこでそれを6次産業化すると、6次産業化と、非常に話が大き過ぎますけども、やるということになれば、これは一つの大きな組織の中でどうするかということを考えていかないと、非常に難しい問題ではないかと、そう思います。

そこで、ほんなら行政が何かそういうことでやりますかというのは、これは基本的に私は無理だと思います。そこで、いや、そういうことの中でこんなことをやっていきたいと、大豆ができましたと、あるいはその次はそばができますと、そういうことの中で何かやっていきたいと思いますということがあれば、それに対して検討はできると思いますけど、大豆できましたが、どうしますかと私に言われてもちょっと困りますということでございます。

○議員(米山 知子君) 確かにそうですね。戸別所得補償制度で、大豆も60キロ当たり1万3,000円ぐらい出ます。これはあくまで販売に対してですから、販売しないと出ないんですね。じゃ戸別所得補償制度で金が出ますよ、つくってくださいと言っても、売れなければ補償はもらえないと、じゃ今言われたように、じゃ豆腐をつくったらいいか、みそをつくったらいいと、でも、みそはどこでつくるんですか、そこに売らないと、戸別所得補償制度、補償金は出ないんです。そこなんですね。

ですから、私、今それを何とかしたいという申し出があれば、そこで考えますということですけども、一番最初におっしゃいました。農家はそこまではなかなかできないでしょう、それが現実なんです。大豆をつくるまでは農家はできます。

ところが、その先がないと、つukれないんです。その先を何か手当を、道筋をつけるのが、私、町が全部しろとは言いません。その道筋を示してやることはできるのではないかと、例えば6次産業化を国が進めていっていますので、結構支援も国から出そうな気がいたします。そのときに、例えばみそ加工所をつくるときの事業を国の事業が、そういうのが来たときにつくりますよと、中の運営はそういうやりたい人でやってくださいというようなことはできると思うんですね。実際に何かをしようというときに、必ずそういう加工をするときには加工所が要ります。その加工所をじゃ個人で、農家の人につくってくださいと、何かやりたいと、みそをつくりたいねと、みそをつくって売ったらいいよね、大豆もあるんだからということも思っても、加工所をつくるためには相当な資金が要るわけなんです。その資金が皆さん都合がつかないから、足踏みをしてしまうんです。

ですから、せっかく六次産業化法で、国がそういうことを進めていきたいと、自給率を高めるためにも進めていきたいということ言ってるのであれば、町もそれを先取りするような形で、町もこういうことで加工をどんどん進めていきたいと思います、しますから、皆さんも意欲がある人はしてってくださいと、意欲が出てくるのを、申し出を待つのではなくて、町のほうから投げかけて、それを吸い上げてくると、そういうことを私は期待をしたいんです。

実際に以前、私は加工所の件についても、3年ほど前に質問をいたしました。そのときは非常に話がかみ合わなくて、町長のお答えはサンAのジュース工場というような例があったんですが、そういうことではないんですね。六次産業化法というのは、そういうことではないと思います。いわゆる個々の農家の所得をいかに上げるかということを考えてときに農家が今つくってる、大量ではなくてもいいから、つくってる物をいかに商品化して、売って、付加価値をつけて、それを利益に結びつけるかということが六次産業化法、6次産業化ではないかと思いますので、大規模な経済連の加工施設とかサンAのジュース工場とかではなくって、もう少し小規模な地域の人たちが参加できるような加工所、それは豆腐の製造所でもいいですし、みそ加工所でもいいですし、漬物製造所でもいいですし、そういうところを町としてできないものかなというふうに思ったので、これ非常に具体的になりましたけれども、こういう6次産業化について町としてどういうふうに取り組むつもりがあるのかということをお聞きしたわけです。

○町長(内野宮 正英君) これは前にも申し上げたと思うんですけど、JAでは加工室をつくって、現在やってるんですよ。ですから、まずそこを利用いただいて、これは組織加入しないと難しいとか、いろいろ手順はあるかもしれませんが、現実にもみそをつくっていると、それが販売までいくのかどうかというのはわかりませんが、一部販売されてるということだと思っております。そういう施設も現実にあるわけですので、それが非常に手狭になってどうもならないというなら、これはまた考えなきゃいけない問題だと思いますけども、今そういうものが行われておりますので、そういうことを利用いただくということがいいんじゃないかなと思います。

ただ、問題は販売だと思うんですよ。ですから、今、尾鈴村だとか、そういうところで販売、JA尾鈴、ジャオでも販売されておるのかもわかりませんが、そういうところを通じてPRをしながら、販売をしていくということができる体制は現実にはあるんだということをお聞きしたいと思っております。

○議員(米山 知子君) 農協に確かに加工施設はございます。その実態を御存じですか、のびる会の。恐らく御存じないから、そういうことを言われるんだと思いますが、そしてそういう加工施設のときになぜ農協がしてるから、それを利用したいというふうに、川南町としてはどうするのかということをお伺いしております。実際のびる会で、もちろん加工をして、尾鈴村とかジャオとかで販売はしておりますが、のびる会のそもそもの目的はそういうことではありません。6次産業化に向けて川南の農産物を利用して、販売をしようということではないんですね。あれは女性部の活動としてやってるわけですよ。ですから、そういうものと町の方針とを一緒に考えては、私はおかしいと思いますけれども、いかがですか。

○町長(内野宮 正英君) 何も私はおかしくないと思います。そういうものの中から一つの発展を求めていかなきゃいけないんだと思うんですよ。ですから、行政がやればこういく、こっちであればそれは別だとか、そういう感覚というのは私はおかしいんじゃないかなと思

います。そういうものの発展の中で、そういうときにどうしても今の施設では問題がある、こういうことならそこに行政的な支援、これはJAも含めてになるかと思えますけど、そこに支援をして、ほんならやっていこうじゃないかということに育っていくべきであって、のびるは違うんです。行政はのびるじゃなく、何というんか知らん。うちもみそを造っているからわかっているんですよ。あそこでやっています。毎年米、みそをつくっているんです。売ったりはしてませんが、そういうこれをつくるというのは、これは簡単じゃないと思うんですよ。

あそこでやっていらっしゃる方の努力というのは本当大変なものだと思ってます。そういう技術的なものもないと、これできないわけですから、そういう区別をされるんじゃないくて、一体的にやりましょうという考え方で進んでいかないと、行政は行政でこうやるべきだとか、そういう話では、私はないとそう思います。ほかの分野にしましても、農協果汁がジュースをつくと、ニンジンジュースをつくと、いろんなことをやっていますが、そういうそれぞれの分野があって、生産する分野、それから、加工する分野、販売するという分野があって、一つの6次産業化という、商業的な目的が達成されるわけですから、それを行政だけがどうだとかということについては、いささか私は異論があるところでございます。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時56分休憩

.....
午前10時06分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(米山 知子君) 私、農協と行政が全く別々に歩めということを言っているのではありません。じゃ農協が実際に加工所を持ってやっておりますが、それが果たして6次産業化を進めていく上で十分な施設かどうかは一つ置いとくとして、具体的に言わないと、なかなかわかりづらいと思いますので、例えば戸別所得補償制度ができたので大豆をつくりたいと、大豆ができた、そのときにじゃこれをどこかで売りたい、買ってもらいたい、じゃ農協のみそ加工所で買ってもらえるか、そういうことはあくまで個人の問題として解決していかなくてはいけないことなんでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) それはそうではないと思います。個人的なものもあるかもしれませんが、一定の量を確保して販売をすると、これは加工なのかそのまま売るかという問題はあるかもしれませんが、個人でということばかりでなくて、ある程度これは品質の問題とか、買い上げるにしましても、いろいろございます。品質、規格的なものが定められると思いますので、それによって買い上げると、それが加工としてどういうものに向くのかというようなこと等もございますので、そういうような一つの基本的なルールじゃありませんけど、そういうようなものの中で取引をされるというふうに思いますので、すべてがそこに売るといようなことには基本的には難しい点があるんじゃないかなという

ふうに思います。そういう加工業者の皆さんとかいらっしゃるわけでございますから、そういうこと等も含めた販売というようなことになっていくんじゃないかと。

ただ、言われるように、一定の付加価値をつけてということになると、これはまた別の課題として取り組みをしないと難しいと、こういうことになると思います。契約じゃないですけど、そういうような一定のものを供給していくということも一つは販売上での有利性を発揮することにもなるわけでございますので、つくるということに、生産量が多くなるということになれば、そういうこと等も含めた販売の戦略を考えていく必要があるのではないかと、そのように思います。

○議員(米山 知子君) 例えば、所得補償制度というのは農家の所得を補償するということで、大いに大豆をつくってくださいよという方針だと思うんですね。ですから、じゃそれをいかに進めるかということをしたときに、その先がないと、補償はもらえないわけなんですよ。その先がないから、なければ幾ら補償がありますよと言っても、これは計算、机上の空論で終わってしまって、農家の所得にはつながらないわけなんです。

今大豆をつくったときに果たして、今選別もおっしゃいましたが、町内で品質を保持するために選別をすることができるのかどうか、大量にできた場合に選別をする場所があるのかどうか。さっきの加工所の件ですけれども、みそに加工したり豆腐に加工したりするのがどれくらいあるのだろうか、もし大豆農家が販売をする、加工所に売する場合、自分で加工しないで、加工をする先に大豆を売の場合にそういう場所があるのかどうか。販売先はそれから先、個人で商業としてやっていらっしゃる人は、それから先は販売でしょうけれども、それは6次産業化とはちょっと違ってくると思いますけれども、いわゆるそういう生産物の受け皿をきちんとしないと、6次産業化は進まないということを十分に考えないと、6次産業化であるとか、戸別所得補償制度とかいうことを言っても、何にも先に進まないわけなんです。

それを私は加工所ということで、何か加工所に対しての支援はできないかと、具体的に言うなら、例えば私は大豆が町内でたくさんできたので、つくるようになったので、みそをつくって売りたいという人があった場合に、その人が町に相談に来たときには、それに対してはできるだけの支援をしますよと、国からの事業がおりてきたときには町としても支援をしますよということが言えるのかどうか、もちろんそれは申し出があった場合ですけれども、町もそういう姿勢がありますよということを皆さんに示さないと、だれも申し出てこないんです。

ですから、町の姿勢をまずはっきりすることなんです。そういう加工をする、加工をして売らないといけませんよということを町としてきちんと姿勢を示すかどうかということが、皆さんがそういうものに取り組むかどうかということにもつながると思うんです。それを町の基本方針はありますか、基本的な考え方はありますかという項目でお伺いしてるんですけども、くどいようですけれども、そこらあたりの町の考え方です。

○町長(内野宮 正英君) 6次産業化というと、非常に言葉の聞こえもいい、それから確かに方向としてはそういうような方向が求められていると、このことは事実だと思います。そこで、今言われるように、何かそういうことをやる、ほんならそれに対してどのような対応をするかと、これは行政としてやるかというのは、それぞれの形態によっても違うでしょうし、例えば全く家庭的なものをつくって一部を販売するもの、あるいは全部を販売をしたいというものがある、そういう形、いろいろあると思います。ほんならそのときに販売をどうするのかとか、そういうことがある程度のルートのものがなければ、それは非常に私は難しい点が出てくるのではないかと、こう思います。今、尾鈴村が何で成功してるかというのは、あそこの場合には鮮度という問題と、それから売れない物は自己責任ですよということで引き取りをしてもらうというやり方の中で運営されていると、このことが私は大きく消費者にアピールしていることじゃないかと思います。そういうことから言うと、そういう一つのルートのものがなければ、それは非常に難しい課題を抱え込むと、こういうことで、何やったかわからんんじゃないかということになりかねないというふうに思います。

ですから、国の要綱がどういうものが出てくるのかわかりませんが、そういう中で行政としてできることがあれば、それは当然手助けをしていくことは必要だというふうに思っております。

そこで、非常に最近6次産業化という言葉が非常に流行しているわけですがけれども、現実的には非常に大きな課題があるということ認識しながら取り組んでいかないといけないんじゃないかなと、こう思います。そのためには1人でできるもの、あるいは数人でやらなきゃできないもの、いろんな形があるかというふうに思いますので、そういう御提案があった場合、私どもとしては検討をしながら、支援できるところは支援をしていくと、これはやぶさかではない問題だというふうに思っております。

○議員(米山 知子君) 国の事業が出てきたからじゃなくて、川南町もぜひ取り組んでいきたいという姿勢を、私はその言葉をお聞きしたいんです。川南町の農業を見たときに、今までと同じやり方では光が見出せないわけですね。そこで、いかに付加価値をつけるかと、そしていかに所得をふやすかということにつなげていくためには、加工をして販売ということまで取り組んでいかないと、それは難しいと私自身は思います。私自身も試験的な状態で、いろんな加工をしております。確かに手間もかかります。

だけど、加工をするためには非常にハードルが高いです。施設も要ります。許可も要ります。そして、販売をするためには、販売をするための場所も要りますし、販売、商品にするためのいろんなPOP等をつくったりとか、そういうこともあるわけですね。それはあくまで私は個人的なこととして経験をしておりますが、それをしてみると、これは1次農産物に加工をしたほうが利益にはなるということを実感しておりますので、川南町としてもぜひこういうことに取り組んで、川南町でできたものですよという加工品を皆さんに発信していくということが農業の活性化につながっていくのではないかと思うので、町としてもぜひ取り

組んでいきたいと、そういう強い言葉を町長からいただきたいんですけども、なかなかそれが出てこないの、販売のことについていきたいと思えます。

販売というのがないと、確かに加工しても何にもなりません。売り先がなかったら何のために加工するのもわかりません。販売をするために前の東国原さんは非常に自分みずからセールスマンになって頑張られました。あそこまでということが、行政がすることかどうかということは私はわかりませんが、いわゆる販売先の開拓、それはあくまで業者任せにするのではなくて、職員自体もみずから川南町の物をPRしていくと、川南町の農産物を売っていくということで、常にアンテナを立てて、そういうルートを探すというような姿勢を私は期待したいんですけども、そこらあたりの期待というのは難しいものでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) そういうPR的な形での対応というのは、これはやぶさかではありません。現実の中で申し上げれば、民間の方と行政が行くことによって、その効果はあるというふうに思っております。そういうことですから、そういう場面におきましては、当初申しあげましたようにソフト的な支援も含めて、そして行政としての人的な支援も含めて、それはやることは、これは必要なことだというふうに思っております。

また、そういうことも実際には対応をしてくれているということでございますので、そういうそれぞれの積極的な対応というか、取り組みをしていただくと、そのことについては私どもが支援をしてまいりますと、こういうことを申し上げております。

一方では、確かに先頭に立ってやるべきじゃないかという御意見もあるかというふうに思っています。

ただ、農産物とか、例えばマンゴーとか地鶏だとか、これは一つのこれまでも非常に販売戦略をやってきた中で、そして口蹄疫等の鳥インフルエンザという非常にタイミングとの関係で、非常に私は前知事に頑張っていたと思いますけれども、それ以前の取り組みも非常にされてきているわけです。

ただ、そういう特別なインフルエンザとか、そういうことの中で、タイミングが合致したということは、私は言えるというふうに思っております。

ですから、そういうもの等も含めて、ただある一つの物だけでなく、農産物とか、そういうものとも一緒にやっていくとか、いろんな道筋はあるというふうに思っております。そういう意味合いでは、地場産業振興会がいろんな形で取り組みを今していただいております。それで、そういうような形に対しては、私どもはソフト的な面を含めて対応をしていく必要があるというふうに考えてるわけでございます。

それで、個々に、一つ一つ個人がやられることについて何かできないかという、例えば端的に言えば助成措置だとか、そういうようなことがあるんだと、意見としてはそういうことだと思えますけれども、どの程度どうなのかという課題もあるわけでございますが、そういう皆さんというのは非常にみずから投資をしながら努力をするという姿勢があると、そこで私どもはどちらかというと、ソフト的にPRをしてあげるといようなことの中で、成長をし

ていただくということが今私どもがやってることではないかなというふうに思っております。

ですから、施設的な面等に助成をするということではなくて、その意欲を私どもは買いながらPRをしてあげるといふことの取り組みをしていくことが重要じゃないかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） 意欲がある人には支援をするということで、なかなか町のほうからという強いのが出てこないですね。全国いろいろなところで、一番有名なのが私、徳島県の上勝町の葉っぱのむらだと思いますけれども、あの葉っぱのむらがあれだけのものになったのは、一番最初は職員の非常に、こう、努力ですよ。職員の取り組みで、10年かけてあれだけのものになったと、そこなんです。自分の村を、自分のまちを何とかしたいというときに先頭に立つような気概、それを私は職員の方にはぜひ求めたいと思います。

ですから、農産物に関しては川南の物をできるだけ売り出して、それが川南町民にとって所得の向上にもなるわけですから、そういうことを常に意識をしていただきたいなということをお願いします。販売についていろんなことで支援をして、なかなか具体的なものは、販売というのには出てこないかもしれませんが、例えば高速道路のパーキングエリア、今検討中ですが、そういうところにも多分売店はできると思います。

だから、そういうところにもありますので、ぜひそこに川南町の、尾鈴村は新鮮な野菜で売ってますけれども、ああいうところであると、加工品ということになると、いかに加工品の種類をふやすか。

ところが、町内で加工品というのが本当にこれだけの農産物の生産町でありながら、商品化までなってるのというのが少ないんですね。そこが私は一番の、この6次産業化に取り組んでほしいところの理由の一つなんです。売るところがあっても、品目が少なければ、なかなか消費は伸びてきません。

ですから、いかに川南でできる農産物を使って、数多くの商品にするかということが、そのためにも6次産業化には町として積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう一つ、実は本当に昨日ちょっと宮崎の知り合いの方から聞かれたんですが、宮崎市内にアンテナショップというのは川南町は出さないんですかということと言われてたんですね。全然私は考えもしてなかったんですが、以前1年ぐらい前にもその話を伺ったときに、川南から品物をそこまで持って行って並べる、あるいは店舗の賃料、それから販売員の人件費、そういうコスト的な面を考えたときにどうかなということでは終わってたわけなんですけど、また再度そういうことが言われて、例えば綾町あたりは宮崎にアンテナショップを持っていますよねと。川南町も海の物もあるし、畑の物もたくさんあって、品物の数としては多いと思うので、アンテナショップというのは持たない、町としてはそういう話はないんですかということ聞かれたものですから、ついでとっては何ですけども、そこらあたりも販売につながるものとして町としてはどう考えるのかをお聞きしたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 確かに畜産物、それからほかの農産物にしても、13というブランド品目があります。ですから、時期的にはある程度のことではできるかというふうに思います。

ただ、問題はどのような形でやるのかというのが最大の課題になるかというふうに思います。この前から宮崎物産館が知事が退任されて、売り上げが激減してるという話がありました。そういうインパクトのあるものをどうするのかと、こういうことだと思います。

ですから、尾鈴村が、尾鈴村ばかりの話しておりますけど、町内だけでなく、町外からも多数おいでになってるという実態もあります。そういう一つの店舗がブランド化されるということの中で、販売というのが促進されてるということはありますので、そういう観点から言えば、一つのアンテナショップというのは、一つの方向ではあるというふうに思います。これもやり方はいろいろあると思います。特別につくるのか、あるいはどこかの店舗の中に入るのかと、いろいろなやり方はあるかというふうに思いますが、問題は最終的には収支上の問題が絡んでまいりますので、相当な検討はしないと、そう簡単な話ではないんじゃないかと思いますが、一つのアイデアとしては理解ができるというふうに思っております。

○議員(米山 知子君) 突然のアンテナショップですので、具体的なということはないんですが、いろんなことを確かにやってみるのには非常な不安が伴うことが多いと思います。

ですから、必ず収支を計算したりとか、今度先のことを考えて計画を立てるんですけども、何事もやってみて、収支やら目標やらどうなっていくかということをも十分検討の上で踏み出してみるというようなことをしないと、現状の打破は難しいのではないかと思います。川南町というのは、口蹄疫では随分名前が売れましたが、農業の生産、農産物の生産というのが私は一番誇れるものだと思いますので、ぜひそういうものを前面に押し出して、川南町という名前を外に押し出すためにはこういうアンテナショップであるとか、あるいは川南産のものですよという加工品をつくるか、そういうことをしながら、川南町というものを売り出していくことが、ひいては町民の所得の向上にもつながってくるのではないかなというふうに思いますので、今回6次産業化ということで質問をいたしました。

最後に、本当にお願いをしたいんですが、あくまで町民から言ってきたら支援をするというような姿勢ではなくて、町としてこういうことをぜひしていきたいと、そういうことをはっきりと示していただきたい、ビジョンを示していただきたいと思います。方針がわからないと、皆さん不安です。ビジョンが示されると、よし、それなら自分も挑戦してみようかという気持ちになると思いますけれども、その方針が示されないと、だれも取り組むことに不安を感じて取り組みません。思っただけでも、一歩が踏み出せないんです。その一歩を踏み出すための仕掛けをぜひ行政のほうでしていただきたいと思います。

そのあたりの決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 私は言ってることが方針だと思ってるんですよ。やりたいと、こういうことをしたいとおっしゃるならやりますよと申し上げてるんですから、そうなんで

すよ。何もおっしゃることと言い方が違うだけの話で、私はいろんなことがありますけども、やるという意欲がないのに、こうしますよとやるだけでは、私は育っていかないと、そう思ってます。それは一例挙げて申しわけないんですけど、地場産振興会の総会がございました。それで、あんたたちは何しよつとかと、それは端的に言うと、こういうことやったんですよ。軽トラ市に出したい。それで、場所を10カ所とってくれたら出しますわという話なんです。それなら出さんでいいと言ったんです。そういう問題じゃないんだと、1人で軽トラ市なんかに出さなくても、何人かで出してもいいんです。

だから、自分たちでやっていくという姿勢がないとだめなんだということを申し上げて、その組織でもいろいろ検討されて、あれから非常に積極的にやられるようになりました。会費も2,000円から3,000円の会費を5,000円にして、もうちょっと頑張ろうじゃないかということになってきました。そういうことだと思っんですよ。

だから、町の方針といいますか、考え方から言えば、私はやるというなら、それは支援していきますよと、そういう話をしているわけです。物を構えてどうですかというやり方がいいのか、やりますから、元気出してやってくださいと、ほんならそれを支援するという考え方がいいのかという考え方の違いだと思います。それが一つの答えとして御理解をいただきたいと思っんです。

○議長(川越 忠明君) 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて質問いたします。

5点について質問します。

第一問は、町立保育所の存続についてです。だれもが安心して子供を産み育てられる環境と施設の整備は、町行政の根幹をなすものです。本町の平成18年に公表された集中改革プランでは、財政の厳しさから可能な限り民間活力の導入や民営化へ移行することにより、行政事務業務の効率化とスリム化を図り、歳出経費の削減に結びつける必要があるとしています。

その具体化として、平成21年4月から十文字保育所、22年4月から東保育所が民営化されました。これ以上の民営化や統廃合は決して本町の発展につながらないばかりでなく、行政能力を低下させ、町民との協力、協同のまちづくりにも逆行することになります。

民主党政権は、保育所と幼稚園の制度を廃止し、子供・子育て新システムに一本化する法案を、今春の国会に提出し、2013年4月から施行しようとしています。

この新システムの内容は、1、市区町村の保育実施をなくし、保護者の自己責任に変え、2、子供が受けるサービスをお金次第でサービス内容を変え、3、保育を時間単位の託児サービスと3歳以上児の教室型の幼児教育に変え、4、企業が自由に参入、撤退でき、コスト削減で保育士のほとんどを非正規雇用に変えようとしています。子供の育ちと子育てを権利として保障する現行の保育制度を守るのが川南町の役割ではないでしょうか。

町立保育所の存続の意義についてです。

本町では町立5カ所と私立3カ所の計8カ所の認可保育所に定数555人の乳幼児が保育さ

れ、通り浜児童館、子育て支援センターなど児童福祉法適用外乳幼児の支援対策を含め保育に係る町として役割を果たしています。私立保育園も町の保育料補助や入園調整など町立主体のもとで保育水準の維持、向上を図っています。

こうした保育の現状や歴史的経過、地域住民との連携を無視して本町の小学校区に欠かせない東保育所や十文字保育所を手放したばかりでなく、さらに施設が老朽化したことと、今後川南町でも少子化が進むので、野田原、記念館、山本の三つを統合し、山本小付近に定数120人の保育所新設で民営化との説明会が、各保育所の保護者を集めて開催されました。

町立運営のもと、運営費補助の拡充を図って、町立保育所の内容をどう充実させるのが大事です。地域性を重視し、計画的施設整備こそ自治体に求められる公的責任を果たすことではないでしょうか。町長に伺います。

次に第2問、住宅リフォームの助成事業制度の創設についてです。

これは、川南町民が町内の業者に住宅リフォームを注文した場合、工事費の一定額を町が助成する制度です。

補助率が10%の場合、10万円の補助で100万円以上の仕事が発生します。年間1,000万円の助成をすれば、1億円以上の仕事生まれるわけで、建設関係の仕事おこしに大きな効果があります。

また、大手しか仕事もうけも回らない大型公共事業と違い、自治体のわずかな予算で、助成金を薄く広く補助することで、中小業者にも仕事が回ってくる。さらに、地元業者を条件とすることで、地域経済全体にも大きな波及効果を与えます。まさに仕事おこしの制度です。民需拡大の一方策として、助成額をはるかに超える経済波及効果を生み出す住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。町長に伺います。

次に、第3点、山有による訴訟問題と企業活動についてです。

本町住吉で堆肥センター事業を行っている株式会社山有による利用組合と、川南町に対する訴訟行為の不当性を問うてきました。

一つは、損害賠償の原因として畜ふん利用が当初計画に対し過小であり、基本契約書と覚書に違反するとして2億4,200万円を支払えというものです。

訴訟原因の不当性について、1、基本契約書と覚書の利用不足規定の誤解に基づいていること、2、利用減少の最大の原因は山有自身が示した鶏ふんの制限によること、3、日量200トン処理を前提にした協定であり、現状の100トン施設に見合う改定が先決であることを明らかにし、訴訟に対する確固たる対応を求めました。果たして裁判における山有の不当性の解明、もしくは取り下げなど町民の希望に沿う事態に進んでいるのでしょうか。

二つには、昨年4月、本町を襲った口蹄疫によりすべての牛、豚が町内から消え、4月以降の山有の畜ふん利用もゼロになりました。

鶏ふんも山有側の制限に加え鳥インフル災害でごく限られる状況です。畜産の復興とともに畜ふんの適正処理は引き続き重要な行政課題です。しかし、訴訟による山有への不信、訴

訟原因に示した未満規定の悪用のもとで、堆肥センターの利用を図れるでしょうか。

三つに、山有の事業継続または撤退の動向についてです。

昨年来、協定外物件の取り扱いについて、協議書の破棄を求めてきました。山有がもし協定外物件の取り扱いに活路を求めるとすれば、誘致目的に対する重大な違反であり、町の厳しい対応が求められます。また既に工場閉鎖、撤退の意向なら、町はどのように対処する考えなのかお聞きいたします。

第4問は、鶏ふん発電事業にかかる住民供給と町の対応についてです。

登り口に立地操業している宮崎バイオマスリサイクル社、MBRについて、その関連企業による悪臭問題とMBR自体の施設拡張についてお聞きします。

一つは、悪臭の原因として、隣接地の宮崎環境保全組合の発酵処理槽の鶏ふんの残留によると町も認めてきました。同時に、山下商事施設での鶏ふん取り扱いの有無、昭和年代からこの地で行ってきた汚泥処理による悪臭の発散はないのか懸念されます。

二つには、関連施設にかかるMBRの指導責任がどのように果たされているのか。かつて宮環や山下商事の中間処理や最終処分をしていた6万トン余の鶏ふんは、すべてMBRの発電原料になり、鶏ふんに起因する悪臭は解消したはずです。また、それ以前の汚泥その他に起因する悪臭の除去もMBR事業参加者の当然の社会的責務として行われるべきことではないのでしょうか。

三つには、MBRの施設拡張工事についてです。その目的と環境保全協定による町と企業との合意は図られたのか、周辺住民に対する説明と同意取得は不可欠ではないのかお聞きします。

第5問、高病原性鳥インフルエンザ問題についてです。

宮崎市佐土原町の町の養鶏場で、今期一例目となる高病原性鳥インフルエンザ発生が確認され、島根、宮崎、鹿児島、愛知と続き被害は拡大している中、私も日本共産党宮崎県委員会の地方議員団として1月26日農林水産省に緊急申し入れに参加しました。感染ルートの解明や防疫体制の充実、農家への補償などでの迅速な対応を要請しました。

川南町でも県内4例目が1月28日に発生しました。本町の被害状況と、感染防止対策、移動制限区域内の養鶏農家や食鳥処理施設が稼働を停止したことによる被害補償や、関連産業の影響と、町としてどのようにしていくのかについてお尋ねします。

以上、5点について質問いたします。

○町長(内野宮 正英君) 内藤議員の御質問にお答えをしまいたいと思います。

まず、子育ての支援に係る保育所の問題でございます。

自治体としては、この川南の保育所につきましては、長い歴史と文化もあるわけですが、各学校区ごとにやはりないといかんと、こういうことから、これは交通の利便性の問題とか、あるいは道路事情だとか、そういうことが一つはあります。また、学校の小学校が各地区にあるという大きな理由もあったかというふうに思います。そういう中で、今日、や

はり施設のにも非常に老朽化をしてきたと、あるいは保育所によっては定数を割っていると、こういう現状が続いているということ等から、どうしてもこの新たな設営の転換が必要だと、こういうこととございます。そういうことの中で、先ほど御意見ございましたけれども、緊急対策が閣議決定されたというお話ございましたけれども、確かにこの農村部と都市部におけるその状況というのは、非常に違うと思うんです。やはり都市部では非常に保育所だとかそういう子供の保育施設がない、これが実態であります。一方では、地方においてはむしろ、先ほど申し上げましたように定数的にやはり割れるところが現状になっている、ということで、基本的には子育てにかかる方向、方針としては、これは公立であれ、あるいは民間の施設であれそれは一つの法に基づいて保育をされているわけとございますので、それは変わるところはないと、こう思います。ただ、行政と民間で違うところは、やはり自由裁量のところがあります。運営費用とかそういうものじゃなくて、運営にかかる自由裁量的なものが非常にその保護者のニーズにあっているというところがございまして、民間の利用が少しずつ逆にふえてきているというのが現状ではないかと思えます。それは、何も保育料が変わるわけではない、民間であろうと町であろうと保育料等は変わらない、あるいは措置費用につきましても、これも町であってもあるいは民間であっても変わらない、こういうシステム的にはそういうこととございますので、ただこの御説明のありましたこの新たな方向づけについては、これが国会がどういうふうになっていくのかわかりませんが、法制化がされた場合、その内容を十分検討しながら、その検討をしていく必要があるというふうに思っております。

で、やはり最終的には民間であれ、町の責任において運営をしていくものでございまして、それは御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

また、町立運営の運営費補助の拡充というのがありますけど、これは先ほど申し上げましたように、町立であれ公立であれ、それなりの対応は変わらないような対応をさせていただいております。

また、地域性を重視した計画的な整備を、こういうこととございます。これが非常に難しい話、難しいというところなんですけども、やはり現状の今の施設の問題、あるいは入所者の児童数の問題等を考えていけば、そしてよりサービスのものを、あるいは施設的な中身の充実によって、その保育をしていくということから考えれば、今道路事情等は、あるいは交通手段的なものというのは、これは相当改善、改善といいますかよくなってきているという現状からしまして、集中改革プランに基づきまして検討を進めさせていただいております。

で、これは何回も繰り返し申し上げて恐縮ですけれども、基本的にはやはりその業務的に、行政でなくても民間でできることは民間にお願いする、そしてやはり町の立場からいけば、やはり財政の健全化というのは、これはもう最大の課題であります。それがなければ町民に対する福祉サービス等の充実ができないわけでありまして、あるいは維持ができない、そうい

う観点からは、やはり利用者の皆さんに御不便を掛けない、こういうことであれば、それは御理解をいただきたいと思っております。

それから、次の住宅リフォームの問題でございます。

これは、基本的には始めれば3年程度はやっていかないけないというふうに思うわけでございます。で、25年の3月まではやろうという計画でございますが、基本的にはやはり建設業、建設事業というのは非常に波及効果が大きいと、商業に対しての波及効果が大きいという観点から、この相対的にこの経済、景気回復とか活力をふやしていくという観点から効果があると、こういうことでございます。現状、非常にこういう経済情勢でありますから、非常に業者の皆さんもそうであります、一般の利用者の皆さんにも大変喜んでいただいているというふうに思っております。経済的な効果からいけば、6倍ぐらいの効果が上がっているということでございます。そういうことで、今後も検討していきたいと思っておりますが、今回の当初予算におきましても、現状の情勢から予算を計上させていただいておりますので、ぜひ御承認をいただきたいと思っております。

それから、山有に係る訴訟の問題でございます。道理にも契約事項にも反する損害金訴訟、こういうことでございます。いろいろ中身はあるわけでございますけれども、やはり契約あるいは覚書と、こういうこと等に基づくその訴訟でございます。しかし一方では、この被告側にも言い分があるわけでございますので、そういうものを含めて現在係争中でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、口蹄疫によるふん尿処理の影響と企業の対応の問題でございますが、もうこれは御案内のように、もうこういう口蹄疫等の状況からふん尿がでない、こういう状況でございます。そういうことから、やっぱり企業側としてはとてもじゃないけど採算が取れないと、こういう問題もございまして、方向としては撤退と、こういう考え方にあるんじゃないかというところでございます。

そういうことになった場合にいたしましても、いろいろ課題があるということでございます。それで、問題は畜産農家の堆肥処理どうするかというのが最大の課題でございます。で、いろいろ手当を検討いただいているんですけども、なかなか最大の方向がないというのが現状かと思っておりますけれども、農家の皆さんにも理解を求めながら対応しなきゃいけないと思っております。

それから、3番、企業活動の存廃の道理ある解決をということでございます。これは、どうされるかという関係になりますが、これは撤退されるかというのは企業の判断によるものだというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから次に、MBR事業に係る住民要求と町の対応ということで、まず消えたはずの既存施設の悪臭の問題であります。もう基本的なことで申し上げれば、その山下商事、それから宮崎環境との関係で申し上げれば、まず環境につきましても一番最大の問題だったのは炭化処理による悪臭というのがあったと、これは現在はやられていないわけでございますが、

一方で鶏ふんが水分が多いとかということに係る水分調整が行われていると、こういうことでございます。これについては、あの覚書の中でもそのメンテナンス時とかそういうときだけだということで、やはり当初から覚書等によって話しあいによりましてされているわけでございます。しかしこれが必ずしもそうでないというところがあるということでございますが、町といたしましてもMBR側との双方でいろいろ協議をしているわけでございますけれども、特に宮崎環境との関係において意見の相違がありまして、なかなかうまくいっていないのが現状でございます。そこで、そういう対策については、基本的には町がいろいろ指導はしておりますけれども、その効力的権限といいますか、そういう面では弱い点がございまして、現在こういう臭気対策の計画書を作成して提出をしていただくということを高鍋保健所のほうから指導をいただいているところでございます。そういうことで、これらを受けて今後の対応を検討する必要があると考えております。

それから、2番目の関連既存施設に係る関係であります。基本的にはやはり当初の設立の段階からの関係で申し上げれば、やはりその指導というか、やっぱり監督をしていくと、またその一体的なものだというふうな認識はあるわけでございます。環境、宮崎環境とかそういう施設とのある、既存施設との関係につきましても、そういう一体的なものなんだというふうな認識でいるわけでございますけれども、その認識がどうもなかなか一致しないというところがございます。それで、いろいろ課題、問題が出てきているところがあるわけでございますけれども、やはりその全体的なニーズからいえば、やはり環境をよくしていくんだということの中でMBRという一つの施設ができたわけでございます。その効果は、それは相当良くなっていることはもう事実であります。ただ、いまいちやっぱりまだ課題が残っているということでございますので、さらにこれは町だけではなかなか思うように行かないところがあるわけでございますけれども、やはり意見が一致して、やはり地域に御迷惑がかからないように対応していくということがさらに重要なことだというふうに思っております。

それから、MBR、3番目です、MBRの拡張工事と環境保全協定の厳守ということでございます。この案件につきましては、町は提出された場合は進達の義務があるということでございます。それは、中身がどうかこうとかという問題ではないことで、書類上の問題ということになっているわけでございます。そういうことの中で貯蔵ヤードを増設したいということでございますが、非常にやはりそういう施設をつくるということになると、今ある既存施設との関係もございまして、住民の皆さんからすると非常に不安があるということでございます。で、やはりそういう観点から、あのMBRに対しましては、協定に基づきましてそういう住民の皆さんへ対する説明会を実施していただくように申し上げているところでございます。そういうことで、やはり住民の皆さん方の理解といいますか、を得て、やはりすることが、地域との連携をやっていく、うまくやっていく上で必要なことだと思いますので、そのようにお願いをしているところでございます。

次に、鳥インフルエンザの問題でございます。

川南町では第4例として9万2,000羽の処分をやりまして、2月23日に、1月18日発生して2月23日に終息宣言が行われたところでございます。で、問題はいま門川が発生しているところでございますけれども、常に農家の皆さん方へはFAX等を通じて情報の提供を迅速に行っていただくようお願いをしておりますとともに、野鳥とかネズミとかそういうものの侵入を防ぐという対策を十分やっていただくよう指導を補佐していただいております。

また、補償につきましては全額補償とするということが決定をいたしております。要は、早くやってほしいということをお願いしておりますと同時に、一方ではかからなかったけれども制限区域の中、外、あの中にあるために移動ができないという農家ある、あるいは太りすぎるとかというような問題があります。

ここ辺りが補償が今のところ確定をしていないということでございます。このこともあわせて大きな問題でございますので、やはり補償をやっぱり評価なりなんなりでしていただくようなことを今もお願いをし続けているとことでございます。そういうことで、これは私どもばかりじゃなくて、県も含めて国に対して要請をいたしているというところでございます。

以上です。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(内藤 逸子君) 第1点の子育て新システムと自治体の立場についてです。

一つは、現行制度は民営化になった十文字も東も町立も町に申し込み保育料徴収基準により保育料を納め、所得によっての応能負担制です。保育料が支払えないからといって保育サービスの差別はされません。ところが、直接契約方式は、保護者の選ぶ保育所と契約を結び、保育園の諸規定に基づいて保育料や保育サービスを受ける方式で、市区町村の保育実施をなくし、保護者の自己責任に戻るといふものです。

二つには、最低基準の撤廃、現行制度は施設の面積や乳幼児など整備の基準をはじめ、職員数、保育時間と内容など規定して公費で運営されます。これらの基準を取り払い、低水準にして国と自治体の負担を減らし、子供が受けるサービスをお金次第でサービス内容を変えるものです。

三つには、保育を時間単位の託児サービスと3歳以上児の教室型の幼児教育に変え、企業が自由に参入、撤退でき、コスト削減で保育士のほとんどを非正規雇用に変え、営利追求の場にしたい。いずれも保育の公的責任を外すものです。

町長は、民営化しても町の実施責任を果たす、措置者としての責任を果たすといひます。しかし、保育の公的責任というのは、福祉は税金で行うという財政責任、最低基準を決めて

管理する管理運営責任、公共機関が直接に保育を担うという実施責任の三つを内包するものです。

保育の実施責任というのは、保育の質や内容にかかわる公的責任を公共機関が負うということです。

改編されたら、その公的責任が果たせなくなります。町長、いかがでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) 現段階で、その法制化というのが、そういういろいろな案が出ていることは承知をいたしておりますが、具体的にどういう形で出てくるのかということが問題だと思います。

したがって、十分そういう制度が来た場合についてどうするかというのは、これまた一部ではそれぞれ自治体の判断にゆだねられるものもあるかというふうに思います。そういうことから、基本的にはやはり子育てというのは重大な課題でございますので、やはりよりその現行の制度というのが定着している、そしてやはり信頼された制度だと思っておりますので、そういう意味合いでは決定された後の段階で十分吟味をしながら検討していくことになるというふうに思っております。

○議員(内藤 逸子君) 増大する保育需要に対応できず、無認可並みにするのが公平だという考え方の改編です。

無認可保育所が職員配置の制約を受けないことや保護者の所得によらない保育単価による料金によって、保育園経営をしています。今度の改編は公立も私立も無認可並みにして、公的負担の削減と営利化を進める道です。改編を止めることが先決だと思いますが、町長はいかがですか。お答え願います。

○町長(内野宮 正英君) ちょっとその止める止めないというのは、政治的な問題になりますので、ちょっと答えかねると思います。

○議員(内藤 逸子君) 町は、通浜児童館、子育て支援センターを運営しています。通浜は学童保育も併設して通山地区の子供センターの役割も担っています。

子育て支援センターでは、児童福祉法第29条の保育に欠ける家庭以外の子供さんとのふれあい、父母の保育技能の支援などを目的に中央保育所に設置されています。

中央部に限らず町全体の父母、乳幼児が利用でき、子育て支援のネットワークの役割を担い、町内の各保育所とも連携して、保育の多様な要望にこたえていけるとと思います。町の保育事業の課題は、今後とも一層大きいものではありませんか。いかがですか。

○町長(内野宮 正英君) お母さん方やお父さん方の仕事の形態というのが非常に変わってきている、あるいは一方では仕事をされているお父さんお母さん方が非常に多くなってきているという観点からいけば、その子育て支援の対策を行うというのは、重要なことだと思っておりますし、そういう方向での検討を進めていくということで基本的に取り組みをさせていただくことにいたしておるところでございます。

○議員(内藤 逸子君) 山本、野田原、記念館を統合して廃止する、民営化の計画について

てです。

山本地区をはじめ野田原でも記念館でも、その地域にとって歴史的な愛着、かけがえのない福祉資源です。今回の説明会では、施設の老朽化と将来の少子化をにらんで三つを統合して定数120人で山本地区に保育所を新設するとのことでした。

関係地区の理解や、町内の公共施設の配置について、議会や地区の基本的な協議のいる問題ではないでしょうか。どの子ども健やかに育つことができる、子供の笑顔輝くまちづくりのために、町の誇れる事業として三つの保育所の町立運営は欠かせない課題ではありませんか。いかがでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) 当初お答えいたしましたように、今非常に交通事情、道路事情、それから少子化の影響による人数の児童数の減少等を考えてまいりますと、非常に現状の3カ所で行うというのを、今計画中の3カ所全部の施設をそれぞれ建てかえるというのは、非常に将来を見ても問題が大きいと、そう思います。そういう観点から、理解をいただいて統合させていただきたいと思っております。

また、民営化というのは、非常に多賀、それから東保育所の時点で相当いろいろ意見がございました。しかし、現状では非常に定数を大幅に超える入所希望があるという現実でございます。それはやはり民間の皆さんの保育に対する情熱、あるいは運営方針、基本的な考え方等、そのニーズにあっているということだと思います。また一方では、保護者の意見も非常に、一緒になって運営をしていくという観点等、やっぱり町立保育所と若干違うところがあるんだと思いますが、そういう意味あいではそういう措置等を含めて同じようにやっていくわけでございますので、職員の問題というものはあるにいたしましても、大きなそれによって問題になるということは考えていないところでございます。今後ともやっぱり民営化いたしましても、十分担当課としては、町としては十分指導また相談もしながら、よりよい方向へ持っていくという努力は今後ともさらにやっていかなきゃいけないと、このように思っておるところでございます。

○議員(内藤 逸子君) これまでの民営化の説明では、町立には補助金が来ないとの誤った説明をしてきました。町長は、基準財政需要額に参入されていると答弁がされています。

答弁のとおり、2004年から運営費が一般財源化になり、2006年度から施設整備費も一般財源化されました。つまり、地方交付税の基準財政需要額に算入されていることとなったのです。いかがでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) 言われるとおりでございます。ただ問題は、いままでもそうですけども、交付税措置がされてるとか、やってるとかいろいろあるんですけども、それが非常に明確でないということが、まず第1点あるわけです。ですから、これは入っている、基準財政需要額にも入ってますよということなんですけども、それが今の措置段階における中身として、これをやりました、それならこれほど入れましたというのがやっぱり明確でないというのが最大の課題なわけです。やっぱりそうなると、やはり計画的な財政運営をやって

いくという観点からいえば、非常に問題があるということからちょっと懸念をしているということでございます。

○議員(内藤 逸子君) 町政への信頼についてです。

公立保育所の職員は、行政の一員として業務に従事します。入所者家族だけでなく地域の住民の相談にも対応し、他の行政機関との連携も密に行うことができ、地域住民の利便と安全を守る役割も果たしています。

民営化された十文字・東保育所の運営状況の把握はどのようにしているのか、特に保育業務に携わる職員の雇用状態と給与等待遇面の調査を行っているのか、12月議会で私は低賃金で長時間労働が強いられるようでは、保育業務そのものに支障をきたしかねないし、何より経験を積み保育技術の向上を身につけることができないこと、また二つの保育所の民営化でどのように変わったのか、そのことによって失ったものはないのかお尋ねしました。

町長は、町の臨時職員と同等の賃金でやっているとの答弁でした。保育士が誇りを持って働ける給与の改善が必要ではないのでしょうか。町の臨時職員と同等でよいとの答弁は許せません。地方公務員法は臨時職員は1年を超えてはならないとしています。つまり、正式に任用される給与は保障されていないのです。そうした低賃金を私立保育所に求めるのは町としておかしいではありませんか。従来の補助負担金より減額にならないよう要望するのが町の役割ではないでしょうか。

町長にお尋ねします。

○町長(内野宮 正英君) おっしゃるとおりなんですよね。やっぱりただ町立でやったときのやっぱり状況を下回らないと、これはもう絶対的なものなんだということで申し上げているわけで、それでいいんだということをお願いしているわけではないんです。で、やはりそういう観点からは、やっぱり待遇の改善というのは、そういう意味で皆さん方の頑張りによってやはり経営者も判断をされていくものだというふうに思っております。

現状については、ちょっと担当課長より御説明させます。

○健康福祉課長(米田 正直君) 現状でございますが、サービスにつきましては本当まことに残念なことでございますけれども、町保育所のサービスよりも延長保育とか休日保育、一時預かり事業とかいうことで、サービスについては今の民間保育所のほうが上回っておるということでございます。

で、給与体系とか正職員、臨時職員の数については、今手持ちには持ち合わせございませんので、後で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議員(内藤 逸子君) 保育所の民営化は決められていることで、反対しても仕方がないとあきらめの声を聞きます。住民の納得いく合意なしには強行すべきではないと思います。何よりも、保護者の皆さんが町立保育所への信頼と、町立だからこそ率直に意見が言えるのです。こうした町民の声こそ町発展の原動力ではないでしょうか。

かけがえのない子供の命と安全を守るために、計画があるから、財政難だからの一方的な

民営化計画を押し進めるのではなくて、全国に誇れる川南町の保育事業として町立保育所の存続をしていくべきではないでしょうか。町長の責任ある答弁を求めます。

○町長（内野宮 正英君） 総合的にやはり判断をしていくということが必要だと思います。保育部門を運営していくために全体的な町の運営というのはどうなるのかと、そういうやはり総合的な観点の中で町保育所も運営をしていくということが必要だと、特別民営化することによって問題があると、負担がふえると、そういう問題があれば、これはまた別の問題でありますけれども、そうでない状況が今ある、これは川南だけでなくあるわけでございますので、これは責任というのは、これは民間であれ、行政であれこれは同じことでございますので、そういう観点から対応をしているわけでございますから、そこで絶対そうじゃないといけないということではなくて、当初申し上げますように、やはり全体的な町政運営の観点から御理解をいただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 第2点の、住宅リフォーム助成事業制度の創設についてです。

2010年は各地で住宅リフォーム助成制度を予算化する自治体が広がりました。台所、風呂、床、外壁、屋根、自宅改修に補助金を出す、地元業者への工事発注が条件です。助成のおかげで新規顧客がふえました。大工3人を新しく雇いました。それでも忙しくて困っています。

また、手続簡単補助金申請書には、住民票や町民税などの滞納がないことの証明書類が必要です。そうした書類は、申請者が同意すれば役所側がすべて集めてくれます。この手続の簡略さが人気を呼んだそうです。いかがでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 大変お褒めをいただいているということは、本当にいいことだと思います。問題は、最初申し上げましたように、やはり全体の活性化のやっぱり一環だというふうに御理解をいただきたいと思います。特に建設関係というのは、土木関係は今道路等やっておりますのでまあまあなんですけど、やっぱり一般建設事業というのは非常に厳しい状況にはあるということから、昨年度から導入をさせていただいておりますので、利用されることを期待をいたしているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 住宅リフォーム助成制度創設は、商品の購買連鎖が続きます。壁紙を新調すれば、新しいカーテンや照明器具を買うお客さんが多いそうです。ついでに別の場所もなおそうというケースもかなりあるようです。まさに仕事おこしの制度です。住宅リフォーム制度の創設を求めます。3年間ということではありますが、今5年間とかいうことは言えないかもしれませんが、制度として創設していただきたいと思います。どうでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 今の時点では、一応25年までの制度としては、設置をするということにいたしております。それで、全体のやっぱり状況を見ながらやっていく必要があるというふうに思います。これは口蹄疫対策、あるいは商業の一般商店対策あるいは農業、漁業対策等、いろいろの課題があります。全体が疲弊しているわけですから、そういうものと

の絡みも含めてやっぱり検討していく必要があるというふうに思っておりますので、また十分御議論をいただく中で対応をしていくことが必要じゃないかなと、そのように思っております。ですから、恒久的にやるというような問題ではないんじゃないかなというふうに思っております。

○議員（内藤 逸子君） 3問目の山有の訴訟原因の不当性について3点あげました。町および利用組合の答弁書も同じような見地に立っています。

基本的契約書と覚書に対する山有の誤った解釈による訴訟であるのは明らかで、和解や妥協はあり得ないと思います。

覚書は、平均日量50トンを下回った場合、50トン分の処理費用を支払うとしています。その規定が50トンに満たない分を支払うというもので、利用した分の二重負担でないのは明らかです。山有の算定は50トンに満たないつき数42カ月1,280日、トン当たり3,600円、50トン満額を支払えというものです。この規定は、利用組合が企業の効率的運営のために50トンに達しない分は負担しようというものです。利用組合の善意を踏みにじるもので、訴訟の根拠は根底から崩れています。いかがでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 認識としては同じ認識を持っております。で、そういうこと等も含めて、今係争中でございますので、十分そこ辺りも弁護士と十分協議をしながら対応していきたいと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 実際の利用数量は16年度日量56トン、17年度54トン、それ以外は18年度41トン、19年度31トン、20年度27トン、年々減少しているのは確かです。しかし、50トンに満たない額は、約8,000万円にしかありません。では、8,000万円の支払い義務が起きるのか。操業以来、堆肥センター利用の主力をなしてきた鶏ふんは、17年度1万4,000トンピークに、18年度9,000トン、20年度は5,000トンを割りました。これは、山有が鶏ふん制限を行ったからです。50トンに満たない原因は、山有自らが招いたものです。間違いありませんか。お答えください。

○町長（内野宮 正英君） 見解的にはそういう認識をいたして居るところでございます。で、しかしこれはもう係争中ということになりますと、それぞれの双方の考え方、相違がございます。したがって、我々としてはそういう主張を繰り返ししているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 鶏ふんの制限について利用組合の答弁書は明示していますが、町の答弁書には記述がありません。明確にされるべきです。

次に、基本契約書が200トン施設を前提にして各ランク別の処理料金を設定しています。実際は100トン施設です。したがって、50トン未満規定は25トンに置きかえるべきだと町も利用組合も主張し、利用者の債務不履行には当たらないとしています。

未満規定だけでなく、200トンまでの各ランク別の利用料金を定めており、利用組合は割高の利用料金を払わされたこととなります。その点でも、基本契約書と覚書の改定を行うの

が先決であって、損害金請求など論外です。訴訟の取り下げを強く求めるものです。いかがですか。

○町長(内野宮 正英君) そうしていただければ一番いいわけでありますけど、これは相手が考える問題でございますので、なかなか我々が一般常識的なというか、だと思っていることが、裁判ではなかなか通用しないというのがございます。何ですかという疑問のところもあるんですけど、おっしゃったことも一応協議の中では入っているわけです。入って協議をさせていただいているということで御理解いただきたいと思えます。

○議員(内藤 逸子君) 山有は町と利用組合に対する訴訟の非を認め取り下げよう強く求め、次に進みます。

口蹄疫発生により、4月以降の牛、豚ふんの利用はゼロになりました。鶏ふんはさきに述べたように山有自身が制限したために、4月から7月の4カ月間でわずか1.84トンに過ぎません。口蹄疫終息宣言以降、移動制限にあった畜ふんの利用数量と、堆肥センター利用の農家の意思をどう把握しているのでしょうか。お聞きします。

○町長(内野宮 正英君) 弁護士のほうからも、もう口蹄疫にかかわることから堆肥がないんだと、そこで山有としてはどうするんですかとか、そういうようなことでの協議がされているわけでございます。で、今の状況でいえば、撤退かというようなことなんですけども、まだ撤退するとか言っておりません。そんなら、恐らくそうなれば、ほんならこういうことの補償、こういうことの補償というのが、やっぱり最終的には出てくると、こういうことではないかというふうに思っております、いろいろ細かい、細かいというところですけど、いろいろございます。そういう点は、踏まえながら弁護士と相談をしているということでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 私は9月議会でも指摘しましたが、堆肥センターの利用農家にとって、訴訟自体が大変企業不信をもたらしました。また、訴訟の原因は50トン未満の二重請求を示した以上、町としての利用促進はできないはずだと述べました。利用再建には、訴訟の取り下げか基本契約書の暫定変更が欠かせないと考えます。町の見解を示してください。

また、山有が撤退する場合、用地と施設について利用目的があるのかお聞きします。

○町長(内野宮 正英君) 今の段階で、恐らく一部あるわけですが、数件、何とか利用したいというのがあります。で、そこで今こういう係争中の中で、再開するとかしないとかいうことは問題があると考えております。

そういうことなんです。やはり、それと今後利用方法についてどうするのかという御質問なんですけど、これもどうするかということはあまり言うわけにまいりませんと。それは非常に影響がございましてということで御理解いただきたいと思えます。

○議員(内藤 逸子君) 平成13年、大内、住吉地区が同意し、赤石、椎原、鶉の本地区は同意しない中での立地操業でした。地域環境保全問題と、下水道汚泥の種菌を媒体とする堆

肥が果たして本町農業に有用なのかも、立地当時の大きな争点でした。町有地の返還、施設の取得を行う場合、町の利用計画と再利用に対する周辺地域の同意は欠かせません。

YM菌の過大評価のもとに、周辺の完全な同意を得ないままに強行された山有の誘致であったと思います。訴訟に対する確固たる姿勢と、堆肥センター事業への町の適切な対応を求めます。お答えを願います。

○町長(内野宮 正英君) このいろいろの、いままでずっと言われましたこと等のことがあります。それで、実際にちょっと申し上げましたように、一つのことがマイナスに行くこととプラスに行くことがあると。そういうことから、非常に答弁のしにくい答弁をさせていただいているわけですけど、その辺を我々の常識とはちょっと、弁護士の常識とは違うですけど、そういうものとは非常に違うということもございますので、非常に変な、変なという失礼ですけど、答弁をさせていただいている事情も御賢察をいただきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 第4問、MBR問題についてお聞きします。

平成15年7月、町議会の議決をへて県に事業進達、16年1月着工、17年7月操業開始しています。町内商社系ブローラー企業の鶏ふんの適正処理と、平成5年宮崎環境保全組合による鶏ふんの単価処理事業の経過をへて到達した事業です。

この事業を構成しているのは、児湯食鳥、丸紅畜産、ホワイトファーム、西日本環境エネルギー、その企画は山下商事が担ってきました。

この事業計画によって、登り口地区で行われてきた、宮崎環境保全農協、宮環の2万5,000トンの鶏ふん処理、山下商事の3万7,000トン余の鶏ふんの中間処理と最終処分はなくなり、すべて発電原料に回ることになりました。

町長はこのMBR事業の意義についてどうお考えですか。まずお聞きします。

○町長(内野宮 正英君) これは平成16年、家畜排せつ物処理法ができて、そしてやはりその環境を守っていくという観点から、そういうものに基づいてこのMBRという一つの会社ができただけでございますけども、全体的に見ればその効果は非常に大きいというふうに思います。そういうことでございます。

○議員(内藤 逸子君) 各ブローラー系列の鶏ふんの処理と、電源開発、登り口地域の環境浄化を同時並行して解決するもので、本来歓迎されるべき事業のはずです。地域住民はそのような説明を信頼し、同意をしました。宮環や山下商事の取り扱っていた6万2,000トン余の鶏ふんはすべてMBRに持ち込まれ、それまでの悪臭は消えるはずでした。12月の私の質問に対し、宮環の発酵槽に滞留してはならないと答弁されました。それでは、山下商事の中間処理施設には、鶏ふんの取り扱いはないのか、明確にお答え願います。

○町長(内野宮 正英君) 山下商事のほうは、鶏ふんの関係はないわけでありまして、宮環のほうにあるということございまして、ここ等の見解が一致していないとも、一致してもらわねば基本的に困るわけですけど、困ります。ですが、なかなか理解をしていただけ

ないところに今問題があるということでございます。そういうことから、先ほど申し上げましたように、そういう臭気計画を出しなさいということで、高鍋保健所が指導を今しているということでございます。しかし、やはり基本的なところが守られていないというところは事実でございますので、そのこういう計画書を出したから、いつも出して使っているんだという観点には、いささか疑問があるというふうに思っております。

○議員(内藤 逸子君) MBRは地域団体への確約書の中で、関連既存施設に対し、定期検査時の例外的な一時保管について、その責任ある方策を示しています。そして、MBRの焼却灰の取り扱い方針と、異物等の添加混入のないこと、指導監督、改善調整など、責任をもって履行するとしています。

こうしたMBRの地域住民への配慮と約束は、企業活動と、地域社会との共存の基本です。昭和年代からこの地での汚泥取り扱いなど地域住民との攻防をへて到達したMBR事業です。発電現場はもとより、それ以外の悪臭も根絶されたといえる企業の社会的責任を果たしてほしいと思います。町長、いかがでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) そのよう私も思います。

○議員(内藤 逸子君) MBRの施設拡張について伺います。

MBRは、本年1月、施設北側の緑地帯に、突然施設の増設工事を始めました。隣接住民にとって見上げるような現施設との間のわずかの空間を屋敷の間際まで迫る工事です。

MBRは立地計画に、工場敷地の範囲を図面で示し、本町との立地及び環境保全協定書では、大気汚染や悪臭防止などと並んで、環境の美化保全などを強調しています。増設の場所は、協定書に示した敷地外であり、緑地帯として多少なりとも企業の環境美化の意思を示しているところです。

町は増設計画に対し、協定書の立場で協議と許可をしたのかお聞きします。

○町長(内野宮 正英君) 町の立場は申請があったものを進達をするという立場でございます。そして、それは許可権者である県が判断をするということでございますので、そういう意味合いでは、町が許可したとか、そういうことではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議員(内藤 逸子君) 山本地区環境保全協議会の申し入れに対し、書類の不備はなく認めたと報告されています。立地及び環境保全協定書及び焼却施設説明書に対する企業の一方的な変更ではありませんか。農林水産課では、協議を求めたといいます。立地協定書による協議と地元説明は不可欠ではないでしょうか。協定書の第1条、協定の履行、第2条、立地事項、第8条、環境の美化保全等に照らして、双方の協議もしくは独自の見解を示すことは、最小限責務ではないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) そういう観点から、やはり地域で不安視されるということは、これはよろしくない話でございますので、そのMBRと地元の皆さん方とのやっぱり地元の皆さん方に十分説明をするということが必要だと、そういうことから住民の皆さん方への説

明会を開催してもらうように指導といいますかお願いをいたしておるところでございます。

○議員(内藤 逸子君) 環境保全協議会への町の回答の中で、増設の目的が鶏ふんの貯蔵ヤードであるといっています。なぜ増設が必要なのか、MBRではボイラーの処理能力の向上が目的、鳥インフルの影響の例を挙げています。

平成15年、建設計画の説明書には、2基の大型サイロに5,000立方の鶏ふんを貯蔵できる。1日平均360トンの搬入であり、1週間の不足や滞貨に対応できるとしています。

鳥インフルを理由に挙げていますが、水分調整を含め滞貨や不足対策は農場現場での対応の必要性など、これまで何回も追及されている問題です。

今回、悪臭が絶えず、その根絶が求められているとき、MBR自ら立地協定書を無視するような行動について、町は毅然とした指導性を貫くよう強く求め、明確な回答を求めます。

○町長(内野宮 正英君) 事業の内容がどうなのかということだと思います。それが、そういうものをつくることによって、その悪臭というか消臭がされるということであれば、それはまた一つの方法、企業としての一つの方向性だと、こう思います。ただ、問題は地域との関係でございますので、そこの皆さん方への説明を十分行っておくことが必要だということをお願いしているわけです。それで、そういうものをつくって、さらに問題があるということなら、これはまた問題でありますけれども、そういうこと等ございますので、十分中身を精査するというか検討をした上で判断をいただくということが必要なことではないかというふうに思っているわけでございます。ですから、当初建設完了してからということであったんですけど、そうじゃなくて、早く説明をしてやっていただきたいということを申し上げているわけでありまして。

○議員(内藤 逸子君) 議長、続けていいんですか。

○議長(川越 忠明君) 続けて(「終わろうや」と呼ぶ者あり)後13分、ちょっとかかっておるけども。

○議員(内藤 逸子君) 去年の口蹄疫から、頑張ろう宮崎の思いで復興に向かっている矢先に、高病原性鳥インフルエンザの鶏への感染です。また、清浄化を目前に13例目が門川町で発生しました。

鶏が死んでいるとの連絡をして陰性との連絡まで、連絡を待つ養鶏農家は不安を募らせ身の細る思いです。移動制限区域内に入れば、待機農家は鶏の成長を抑えるため栄養の少ないえさを使いますが、出荷直前の場合は、鶏舎内が箱詰め状態で環境が悪化し、鶏の抵抗力も低下して死ぬ場合もあるようです。毎日鶏舎を消毒し、付近の道路に石灰を撒き、人の出入りに神経を使いくたくただったと聞きました。

また、ブロイラー食肉加工工場が閉鎖され、出荷が20日以上遅れて肉質が落ちて価格が下がった。ブロイラー出荷、輸送業者は全く仕事がない状態が続いた。採卵農家は移動禁止で卵は通常の半値となる加工に回す以外ないとのことでした。人件費やえさ代を考えると、完全な赤字だそうです。

関連産業への影響など、被害額をきのう宮崎県が発表しました。口蹄疫の被害に準じて補償を国が行うとの報道です。

川南町での被害について、町としてどうしていくのか、国・県へ町として最大限の努力を求めて質問を終わりたいと思います。

○議長(川越 忠明君) 以上で(「御返答よろしく」と呼ぶ者あり)答弁よろしく。

○町長(内野宮 正英君) そういうことだと思います。ですから、当初も説明申し上げましたように、衆議院の農水委員会、それから岡田幹事長おいでになりましたときも、より早くやっぱり補償を拡充をやってほしいと。それからもう一つは、やっぱりさっきありました、周辺に対する影響ですね。かからなかった人たちも、やっぱり被害農家の一端になると、そういうこと等も含めてやっぱり検討していただきたいということは要請をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長(川越 忠明君) 以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分開会

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ここで、健康福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○健康福祉課長(米田 正直君) 先ほどの内藤議員の一般質問に対して回答が出された部分がありましたので、お答えをしていきたいと思いますが、民営化された十文字保育所、東保育所の現状はということでございますが、給与体系につきましては、国家公務員の行政職俸給表、それから福祉職俸給表に準ずるということで賃金体系がなされておるようでございます。それから、職につきましては、十文字保育所が正職員が5名、臨時職員が11名、パート職員が6名、計22名ということでございます。それから、東保育所につきましては、正職員が6名、臨時職員が9名、パート職員が3名ということでございます。これは調理師も含んでおります。以上でございます。

○議長(川越 忠明君)

日程第 2 議案第 8号 「平成22年度川南町一般会計補正予算(第11号)」

日程第 3 議案第 9号 「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

日程第 4 議案第10号 「平成22年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 5 議案第11号 「平成22年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 6 議案第12号 「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」

日程第 7 議案第13号 「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第4号)」

日程第 8 議案第14号 「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」

日程第 9 議案第15号 「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第3号)」

以上、8議案を一括議題とします。これから、本8議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(濱本 義則君) 2点ほどお伺いいたします。議案第8号、平成22年度川南町一般会計補正予算第11号について、2点ほどご質問をいたします。まず第1点でございます。26ページ、いわゆるコミュニティバスの運行委託についてでございます。これ、100万ほどの減額になっておりますけれども、コミュニティバスの、いわゆる、なんてんですかあれは、委託契約。これはどういうふうになっておるかっていうのを、まず第1点、お伺いいたします。それから、2点目でございます。子ども手当につきまして、34ページでございます。子ども手当が1,000万円ほど減額になっております。補足説明によりますと、見込み違いというふうな説明でございましたけれども、この子ども手当については恐らく申請してはじめてという形と聞いておりますけれども、これが申請しなかった人のおるのかどうか、それとも単純な見込み違いなのか、そのへんをちょっとお伺いしたいと思います。

○総合政策課長(諸橋 司君) 濱本議員のご質疑にお答えをいたします。コミュニティバスの契約内容についてのご質疑だったかと思えますけど、町とですね三和交通の契約の内容ですが、契約額が580万9,110円で契約をしております、で、契約の内容がですね、バス利用料金を含めて580万9,110円ということで契約を締結しておりますので、今回減額する分がですね、バス利用料金相

当分ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○健康福祉課長(米田 正直君) 子ども手当の件でございますが、これ、当初のですね、見積もりがちょっと過大見積もりであったということでございます。子ども手当申請ということでございますが、事務手続きに来られなかった人につきましてはですね、数名おられるわけでございますけれども、そういった人については連絡をいたしまして、受領に来ていただいております、以上でございます。

○議員(濱本 義則君) コミュニティバスについてちょっとまたお伺いいたしますけれども、最後の方がちょっとよくわからなかったんですけども、要は乗る人が少なかったらその分を減額しますよということなんですかね。料金。

○総合政策課長(諸橋 司君) 濱本議員のご質疑に再度お答えをいたします。バス利用料金を含めてですね、契約額が580万9,110円ですので、利用者が少ない場合は事業者の方に入る料金が少なくなりますので、利用者が少ない場合は三和交通に入る利用料金が少なくなりますので、町の持ち出しがその分多くなるということになります。バス利用料金とトータルで580万9,110円という契約になっておりますので、以上です。

○議員(濱本 義則君) それではですね、それでは、逆の場合は町の持ち出しが多くなるちゅう感覚でよろしいんですかね。そんなら、最高5百何万ということで、最高5百何万ということで、あと、その利用、いわゆる運賃収入によって、こう、あれするとうふうに理解しとってよろしいんですね。はい、どうもありがとうございました。以上です。

○議長(川越 忠明君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(江藤 和利君) 議案第8号、平成22年度川南町一般会計補正予算のですね、12ページの中で、今回あの、特別交付税が1億8,040万入っております。昨年度の3月補正ではですね、5,398万8千円で、昨年度の補正の時点、3月の補正の時点ではですね、24億1,045万、ま、その時点と今回の補正をですね、27億1,464万2千円、ここで差額が3億419万2千円出ております。口蹄疫の対策ですね、これでどのくらい入って、支出が牛の導入資金、利子まで入れて9,450万か、入れて約3億3千万ぐらい支出をしておると思うんですけど、この交付税でですね、口蹄疫対策費それをすべて賄いができたか、一般寄附金も今回6,500万、市町村配分も入れてですね、入っておりますけど、いろんな意味で口蹄疫対策交付金、地方交付税の特別交付税ですね、ここ辺も含めて口蹄疫の対策、それで不足額が出ておるか出てないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長(吉田 一二六君) 江藤議員のご質問にお答えしたいと思います。今回特別交付税で12月に交付された分のうちですね、特別交付税が1億8,040万ほど入ってきておりますが、この中で口蹄疫分として交付された分はですね、補足説明でも申しましたとおりですね、1億4,866万8千円ということになります。また、3月交付でいくら来るかは今のところまだ決まっておられません。今のところですね、支出した経費からしますと、まだ入ってきた金額の方がですね、少ないというような感じを持っております。それから人件費関係の分はですね、特別交付税の方にはあまり反映されないような状況を聞いております。以上でございます。

○議員(江藤 和利君) ちょっと今言われた特別交付税ですよ、それであまり反映をされないと、そういう方されましたんですけど、それは市町村から今回も入ってますわ、6,500万。市町村配分、県からですよ、市町村配分という形で一般寄附で入ってますわ、6,500万。そこ辺も絡めてですよ、ま、どのくらいかなと。この前県議会で坂口議員が一般質問をして、15億くらい足らんと、これは財調から取り崩しとそういうような方向で新聞紙上に載っておったわけなんですよ。そこ辺で先ほどちょっとと言われて、今回はですね、昨年度も3月時点の補正で24億1,045万、そしてあの決算、言われましたようにまだあとから予算額の補正でありますので、25億0,848万1千円という形で最終的には認定ですね、これは21年度も受けております。そういう方向で先ほどちょっと理解苦しむんですけど、特別交付税で反映されないと、それを今さっき明確に言われたんですけど、これは全国ですよ、6%の特別交付税ですわね。94%普通交付税ということで、その反映をされないというその原点、起点です。そこをちょっとお聞きしたい。

○総務課長(吉田 一二六君) 再度お答えしたいと思います。一応町の方からはですね、要求、要求というか交付の申請は出しております。人件費を含めてですね、すべて出しておりますけども、人件費は満額見れないというような状況でですね、返答が返ってきたところであります。それから、財調等を取り崩して一応予算編成をしておったんですが、今回ですね、今回までに一応財調がですね、3億9,917万2千円というところまでは一応持ってこれたところでございます。交付税の方がですね、昨年よりかはですね増額しております。追加交付もですね、今回8,000万ほどということですよ、そちらの方も入れてですね、一応財調の方には積み戻しが3月の専決ではですね、できるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議員(江藤 和利君) 今、3億9,970万って言われたんですけど、その、国の方にですよ、口蹄疫で被害、口蹄疫被害ですね、それでむこうの方に要求しておる金額はいくらだったんですか。

○総務課長(吉田 一二六君) 12月交付分としましてはですね、申請を上げたうちですね、1億7,995万5千円ほどの要望は出したところでございます。そのうちに1億4,866万8千円ということで交付されております。そのあとはですね、3月交付のほうで今申請をしているところでございます。

○議長(川越 忠明君) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に、議案第9号、議案第13号、議案第14号は、文教厚生常任委員会に、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第15号は、産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆さん、おつかれさまでした。なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

3月8日

午後1時15分閉会
